

第1回 京丹波町成年後見支援センター運営委員会 次第

令和8年5月18日（月）午前10時～
京丹波町役場 1階 111・112会議室
及びオンライン（ZOOM活用）

1 開会

2 委員長あいさつ

3 自己紹介

4 協議事項

（1）京丹波町成年後見支援センターの運営状況について 資料1

（2）対応事例について 資料2

（3）令和8年度のスケジュールについて 資料3

（4）その他 資料4

・次回委員会

令和9年1月 日（ ）午前・午後 時 分～

京丹波町成年後見支援センター運営委員会委員及び京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員等名簿

<敬称略>

区分	所 属		職種・職名等	氏 名
委員	京都弁護士会		弁護士	松田 めぐみ
	京都司法書士会 (（公社）成年後見センター・リーガルサポート京都支部)		司法書士	上田 具美子
	一般社団法人 京都社会福祉士会		社会福祉士	川上 真知子
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会		事務局長	津田 勝二
	京丹波町健康福祉部		部長	田中 晋雄
オブザーバー	京都家庭裁判所 後見センター		主任書記官	神崎 顕洋
	京都家庭裁判所 園部支部		主任書記官兼庶務課長	永島 千寛
	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター		社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	今井 昭二
事務局	京丹波町健康福祉部総合福祉課	課長		山内 善史
		高齢福祉係	課長補佐	並河 直樹
		社会福祉係	課長補佐	小林 篤史
		地域包括支援センター	課長補佐	堀 道枝
			主任	中川 早苗
			主事	福井 朋美
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会	事務局次長		岬 秀一
		地域福祉課	係長	山崎 由樹

○京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱

令和5年3月29日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町成年後見制度中核機関設置要綱（令和5年京丹波町告示第30号。以下「設置要綱」という。）第6条の規定により設置する京丹波町成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 京丹波町成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営及び事業に関する助言、指導及び監督
- (2) その他運営委員会がセンターの運営において必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 京丹波町社会福祉協議会の職員
- (5) 京丹波町の職員
- (6) その他運営委員会が必要と認めた者

2 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 運営委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、第3条に規定する委員以外の者で、運営委員会の所掌事項について専門的な知識を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、運営委員会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

(支援調整会議)

第7条 設置要綱第5条に規定する者に関する個別の権利擁護支援について、適切に対応するため運営委員会に支援調整会議を置くことができる。

2 支援調整会議は、委員及び前項に規定する個別の事案の関係者が、委員長の求めに応じて出席し、当該事案の適切な対応について、検討等を行う。

(守秘義務)

第8条 委員、オブザーバー並びに会議及び支援調整会議の出席者は、運営委員会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京丹波町成年後見支援センターの運営状況について【令和8年3月末現在】

1 成年後見制度利用者数の推移

京都家庭裁判所調べ

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		R2.3.31	R2.12.31	R3.12.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31
任意後見		0	0	0	0	0	0
成年後見	計	21	26	35	33	34	35
	補助	0	2	3	1	1	1
	保佐	2	1	2	4	5	9
	後見	19	23	30	28	28	25

※成年被後見人等である本人の住民票上の住所による集計

2 権利擁護等に係る相談件数等の推移

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	町	社協	町	社協	町	社協	町	社協
実人数（人）	16		10	8	8	7	17	1
相談件数（件）	48	55	23	28	8	11	38	1
うち町長申立て（件）	0		1		1		1	
うち申立て支援（件）	0		0		1		0	

※令和4年度の町の相談件数は、権利擁護または虐待に係る相談件数等を計上

※令和4年度の社協の相談件数は、総合相談の件数を計上

3 相談内容

相談区分	件数
身寄りなし	5
申し立て手続き	4
成年後見制度の説明	4
認知症による判断能力低下	2
後見人支援	1
その他	2
合計	18

4 相談元

相談区分	件数
親族	6
病院職員	3
福祉・障害施設職員	4
ケアマネージャー	2
後見人	1
本人	1
その他（保健所ケースワーカー）	1
合計	18

5 成年後見報酬助成について

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	0	0	0	1

6 取り組み状況

①周知・啓発に係る取組

時期	内容
令和7年12月	成年後見支援センターについて全戸配布（終活セミナーの開催案内と合わせて広報）
令和8年3月	成年後見支援センターについて町広報誌に掲載

②運営委員会の開催

開催日	内容	出席者数
令和7年5月14日	第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会 成年後見支援センターの運営状況、令和7年度の計画等	13名
令和8年1月27日	第2回京丹波町成年後見支援センター運営委員会	14名

③地域連携ネットワーク協議会の開催

開催日	内容	出席者数
令和7年12月18日	京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 成年後見支援センターの運営状況について等	20名

④研修会等の開催（町・町社協主催分）

開催日	内容	出席者数
令和7年12月17日	障害・介護事業所職員研修会 講師：一般社団法人京都社会福祉士会 川上真知子氏	31名
令和8年1月24日	家族で考える終活セミナー 「遺言と相続のおはなし」 講師：京都司法書士会 上田具美子氏	28名

⑤体制整備に向けた取組

開催日	内容	本町の出席者数
令和7年5月19日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	5名
令和7年7月28日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	2名
令和7年10月6日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	3名
令和8年1月19日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	4名

令和8年度 京丹波町成年後見支援センター スケジュール(案)

項目		R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
京丹波町成年後見支援センター運営委員会			●								●		
京丹波町成年後見支援センター運営委員会支援調整会議			随時開催										
京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会							●						
中核機関の動き (京丹波町成年 後見支援セン ター)	①周知・啓発 ・チラシ活用 ・広報紙への掲載 ・町ホームページへの掲載（必要に応じて更新）			広報紙					チラシ				
	②研修会・相談会 ・障害・介護サービス事業所、医療機関（地域連携室等）、保健所向けの研修会開催 ・成年後見に関する相談会			障害・介護サービス事業所、医療機関等						成年後見に関する説明会 対象：作業所家族会、障害者施設保護者会、療育手帳保持保護者等			
	③相談対応		随時対応										
	④申立て手続き支援		随時実施										
	⑤法人後見事業の支援 市民後見人の養成の検討等		体制整備の検討（近隣市町や京都府・府社協との連携）										
			権利擁護研修会（初級講座）										
	⑥後見人支援		相談対応・モニタリング実施										
	⑦協議会の運営及び地域連携ネットワークの構築		随時実施										
⑧南丹圏域担当者会議			随時開催										

南丹市・亀岡市・京丹波町より、地域福祉・成年後見制度に関心のある方へ



明智かめまる 亀岡市
さくらちゃん 南丹市

みんなで考える

権利擁護研修会

初級編



味夢くん
京丹波町

を開催します！

成年後見制度って何だろう？
どんな活動をしているのかな？

誰もが安心して暮らし続けら
れるまちづくりのために、何
かできることはないかな？

ひとりで決めることが
心配な時、頼れるところ
を知りたい

権利擁護活動に
興味があります



後犬ちゃん
厚生労働省成年後見制度
マスコットキャラクター

市民後見人って誰
でもなれる？
どうやってなる？

亀岡市や南丹市の
福祉の取り組みに
ついて知りたい

法人後見にご興
味のある方にも

成年後見制度を始めとした、地域の
福祉や権利擁護について知見を深めませんか？

南丹市・亀岡市の2会場で開催

南丹市
アスエルそのべ

2026.5.26(火)
13:00~16:30

参加費
無料



亀岡市
ガレリアかめおか

2026.6.26(金)
13:00~16:30

両会場とも要申込です。詳しくは裏面へ→



みんなで考える 権利擁護研修会 初級編 ～南丹市（市民後見人養成講座）・亀岡市・京丹波町共催～ 開催についてのご案内

私たち（南丹市・亀岡市・京丹波町）は

誰もが安心して暮らし続けられるように、地域における支えあい・地域共生社会の実現の観点から、同じ市民としての身近な視点でご本人を支援したり、見守ったりする「地域に根ざした幅広い権利擁護の担い手」について、成年後見制度や権利擁護活動を幅広い方に知ってもらうことを目的として研修会を開催します。

研修会を受講すると（詳しくは会場でご案内させていただきます）

本研修会を受講いただくことで、後日開催の「みんなで考える 権利擁護研修会 基礎編」を受講していただくことができます。また、本研修会を受講していただいた方には、南丹市・亀岡市・京丹波町の地域福祉に関する研修や活動（市民後見人・権利擁護活動）のご案内などをさせていただきます。



概要

	内容
南丹市： 5月26日（火） 亀岡市： 6月26日（金）	研修の説明（10分）
	中核機関と権利擁護活動の実際（60分）
	各市の現状（各30分）
	①社会資源の実際と課題 ②地域福祉計画と取り組み状況 ③高齢者福祉の取り組み状況 ④障がい者福祉の取り組み状況
13:00～16:30 （受付 12:30）	



定員（定員：各会場 30 名～50 名程度）※先着順

対象者 ①地域福祉に興味があり、権利擁護の視点や活動に興味のある方
②南丹市・亀岡市・京丹波町に在住・在勤の方
亀岡市・南丹市・京丹波町以外からの参加も可能です。



お申込方法： 電話・FAX または QR コードより WEB でお申込みいただけます。
申込締切： 南丹市「5 月 19 日（火）」・亀岡市「6 月 19 日（金）」

電話（お問い合わせ）

南丹市 福祉相談課 0771-68-0023（直通）

FAX

次の内容を任意の用紙にご記入いただき、0771-68-1166 へお送りください。

【氏名（ふりがな）・事業所名（あれば）・連絡先電話番号・年齢・お住まい・申込会場】

【主催】南丹市・亀岡市・京丹波町

【共催】南丹市社会福祉協議会・亀岡市社会福祉協議会
京丹波町社会福祉協議会



QR

コードを読み取り必要事項を入力し送信ください



みんなで考える

初級編

権利擁護研修会

参加者募集

「権利擁護」ってなに？

「認知症」について知りたい！

自分たちで
できることを
したい！

「障がいがある人」の
ためになにができる
んだろう？

●開催日

南丹市

亀岡市

日時

5月26日(火)

日時

6月26日(金)

13:00~16:30

13:00~16:30

場所

アスエルそのべ大研修室

場所

ギャラリーかめおか

南丹市園部町上本町南2-22

亀岡市余部町宝久保1-1

●対象者

- ①地域福祉に関心があり、権利擁護の視点や活動に興味がある方
- ②亀岡市・南丹市・京丹波町に在住・在勤の方

●申込締切

南丹市:5月19日(火)

亀岡市:6月19日(金)

●定員

30~50名程度(※先着順)

●申込方法

裏面をご覧ください

参加費
無料

プログラム

誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合いや地域共生社会の実現のため、幅広い権利擁護の知識を正しく知っていただくとともに、身近な視点で困っている方を支援するきっかけとしていただくことを目的として研修会を開催します。

	内容（※両市共通です）
南丹市： 5月26日(火) 亀岡市： 6月26日(金) 13:00～16:30 (受付12:30)	研修の説明（10分）
	中核機関と権利擁護活動の実際（60分）
	各市の現状（各30分）
	①社会資源の実際と課題 ②地域福祉計画と取り組み状況 ③高齢者福祉の取り組み状況 ④障がい者福祉の取り組み状況

○本研修を受講いただくことで、「みんなで考える権利擁護研修会 ステップアップ編（8月6日、8月20日、9月3日の3回シリーズ）」を受講いただくことができます。

○本研修会を受講していただいた方には、亀岡市・南丹市・京丹波町の地域福祉に関する研修や活動（市民後見人・権利擁護活動）のご案内などをさせていただきます。

申し込み・問い合わせ方法

下記に、FAX・電話・二次元コードのいずれかでお申し込みください。
FAX・電話でお申し込みされる場合は、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢、お住まい、申し込み会場をお知らせください。

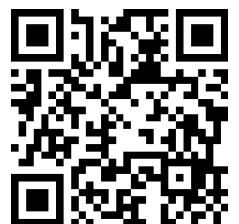
（問い合わせ先）

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市高齢福祉課地域包括ケア推進係（亀岡市中核機関）

電 話：0771-25-5127

FAX：0771-24-3070



亀岡市
明智かめまる



南丹市
さくらちゃん



京丹波町
味夢くん

【主催】 亀岡市・南丹市・京丹波町

【共催】 亀岡市社会福祉協議会・南丹市社会福祉協議会・京丹波町社会福祉協議会

京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱 新旧対応表

新	旧
(成年後見人等に係る報酬の助成) 第6条 町長は、要支援者に成年後見人等が選任された場合であつて、要支援者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものとする。ただし、審判請求対象者の審判の請求によって選任された場合を除き、当該成年後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人<u>(以下「成年被後見人等」という。)</u>の親族であるときは、報酬の助成を行わない。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>2 前項の規定による助成額は、成年後見人等の報酬額とする。ただし、成年被後見人等が施設、病院等で生活している場合は月額18,000円を、その他自宅で生活している場合は月額28,000円を上限額とする。</u> <u>3 前2項の規定により成年後見人等の報酬を助成する場合において、当該成年被後見人等の預貯金の額が、単身世帯で40万円(世帯員が1名増えるごとに30万円を加えた額)(以下この項において「預貯金基準額」という。)以上であるときは、報酬の助成を行わない。ただし、成年後見人等の報酬を負担することで、当該預貯金の額が預貯金基準額未満となるときは、前項に規定する上限額の</u>	(成年後見人等に係る報酬の助成) 第6条 町長は、要支援者に成年後見人等が選任された場合であつて、要支援者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものとする。ただし、審判請求対象者の審判の請求によって選任された場合を除き、当該成年後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人_____の親族であるときは、報酬の助成を行わない。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>2 前項の規定による助成の上限額は、成年後見人等が選任された審判請求対象者が施設に入所している場合は月額18,000円とし、その他の場合は月額28,000円とする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____

範囲内で当該預貯金の額と預貯金基準額の差額を助成するものと
する。

